

2015年版 行政書士 六法・テキスト・過去問関連

◀ 追 録 ▶

2015年版行政書士関連書籍（六法・テキスト・過去問マスター）の「①法改正情報」,「②訂正表」を以下に収録しました。

2015年版行政書士関連書籍（六法・テキスト・過去問マスター）は、平成26年11月1日を編集基準日として発行しています。それ以後、平成27年4月1日（平成27年度試験の法令基準日）までに施行された法改正情報を以下に収録しました。また、六法及びテキスト等の誤植・訂正表も、法改正の後に収録しています。

① 法 改 正

1 会社法の出題について

会社法の一部改正（平成26年6月27日公布 法律第90号）の施行日は平成27年5月1日となりましたので、平成27年度行政書士試験の試験基準日（平成27年4月1日現在）によって、会社法は新法ではなく、旧法で出題されます。

2 行政不服審査法の出題について

行政不服審査法は全条文が改正され、平成26年6月13日に法律第68号として公布されました。施行は、「公布日より2年以内の政令で定める日」となっていますが、平成27年度行政書士試験の試験基準日（平成27年4月1日）現在、施行されていませんので、行政不服審査法は全改正された新法ではなく、「現行法」で出題されます。

3 地方交付税法の改正について

「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第3号）」（平成27年3月31日成立、平成27年4月1日施行）により、地方交付税制度に変更がございました。

改正の概要は以下の内容になります。

地方交付税原資の安定性の向上・充実を図るための地方交付税率の見直し

	所得税	法人税	消費税	酒税	たばこ税	地方法人税
改正前	32%	34%	22.3%	32%	25%	100%
改正後	33.1%	33.1%	22.3%	50%	(対象税目から除外)	100%

(総務省「地方交付税法等の一部を改正する法律の概要（平成27年法律第3号）」)

これに伴い、書籍の該当箇所につき、以下のように修正していただきますようお願い申し上げます。

※アンダーライン（ 下線）部分が修正部分です。

2015年版 行政書士 合格ナビゲーション基本テキスト②

訂正箇所	修 正 前	修 正 後
655頁 プラスワ ン	…地方交付税は、いわゆる法定率分（所得税 <u>および酒税の32%</u> 、法人税の <u>34%</u> 、消費 税の <u>29.5%</u> 、 <u>たばこ税の25%</u> ）と別途法定さ れた各年度の…	…地方交付税は、いわゆる法定率分（所得税 <u>の33.1%</u> 、 <u>酒税の50%</u> 、法人税の <u>33.1%</u> 、 消費税の <u>22.3%</u> 、 <u>地方法人税の100%</u> ）と 別途法定された各年度の…

2015年版 行政書士 過去問マスターDX②

訂正箇所	修 正 前	修 正 後
503頁 肢3解説	…，原則として国税である所得税・酒税の1 00分の <u>32</u> ，法人税の <u>100分の34</u> ，消費 税の <u>100分の29.5</u> ， <u>たばこ税の100分の25</u> と定率で定められており，…	…，原則として国税である所得税 <u>の33.1%</u> ， 酒税の <u>50%</u> ，法人税の <u>33.1%</u> ，消費税の <u>22.</u> <u>3%</u> ， <u>地方法人税の100%</u> と定率で定められ ており，…
503頁 プラスワ ン	所得税 法人税 酒税 消費税 <u>たばこ税</u>	所得税 法人税 酒税 消費税 <u>地方法人税</u>
510頁 問題文 肢ア	…，その税目は所得税・法人税・消費税・酒 税・ <u>たばこ税</u> の五つである。	…，その税目は所得税・法人税・消費税・酒 税・ <u>地方法人税</u> の五つである。
511頁 肢ア解説	…原資は，所得税・法人税・酒税・消費税・ <u>たばこ税</u> である。	…原資は，所得税・法人税・酒税・消費税・ <u>地方法人税</u> である。

② 訂 正 表

2015年7月15日 現在

※アンダーライン（ 下線）部分が修正部分です。

2015年版 行政書士 受験必携六法

訂正箇所	修 正 前	修 正 後
20頁右段	（非嫡出子相続分違憲 <u>判決</u> ）	（非嫡出子相続分違憲 <u>決定</u> ）
民法 207頁 900条 ワンポイントアドバイス	One Point Advice 非嫡出子相続分違憲 <u>判決</u> （最大 <u>判</u> 平成25年9月4日）をうけて……	One Point Advice 非嫡出子相続分違憲 <u>決定</u> （最大 <u>決</u> 平成25年9月4日）をうけて……
地方自治法 727頁 195条 ワンポイントアドバイス	One Point Advice 監査委員は法律上必置 <u>期間</u> であり，条例でおかないことはできない。	One Point Advice 監査委員は法律上必置 <u>機関</u> であり，条例でおかないことはできない。

2015年版 行政書士 合格ナビゲーション基本テキスト①

訂正箇所	修 正 前	修 正 後
105頁 判例をチェック	③ 非嫡出子相続分違憲 <u>判決</u> 最大 <u>判</u> 平25・9・4	③ 非嫡出子相続分違憲 <u>決定</u> 最大 <u>決</u> 平25・9・4
513頁 原告適格肯定の判例	⑦ 里道の廃止処分について，…（最判昭 <u>63</u> ・11・24）	⑦ 里道の廃止処分について，…（最判昭 <u>62</u> ・11・24）
613頁 ※注意の末尾	…長が臨時会を招集しないときは，議長は，臨時会を招集しなければならないこととされた（101条6項）。	…長が臨時会を招集しないときは，議長は， <u>請求をした者の申出に基づき</u> 臨時会を招集しなければならないこととされた（101条6項）。
701頁 判例さくいん	最大 <u>判</u> 平25・9・4非嫡出子相続分違憲 <u>判決</u>	最大 <u>決</u> 平25・9・4非嫡出子相続分違憲 <u>決定</u>

2015年版 行政書士 過去問マスターDX①

訂正箇所	修 正 前	修 正 後
373頁 判例情報	最大判平成20・9・ <u>23</u>	最大判平成20・9・ <u>10</u>
629頁 肢5解説 下から3 行目	…。他方、申請型の義務付け訴訟に関しては、併合提起が義務付けられる旨の定めはない。したがって、…	…。他方、 <u>非</u> 申請型の義務付け訴訟に関しては、併合提起が義務付けられる旨の定めはない。したがって、…

2015年版 行政書士 過去問マスターDX②

訂正箇所	修 正 前	修 正 後
717頁 肢3解説	情報の開示・訂正等を請求することができるのは、行政機関個人情報保護法においては、「何人も」と規定されており（同法12条1項、27条1項）、個人情報保護法においては、「本人から」と規定されている（同法25条1項、26条1項）。したがって、行政機関個人情報保護法では、法人は、個人と同様に、 <u>自己を本人とする情報の開示・訂正等を請求することができる。</u>	個人情報保護法、行政機関個人情報保護法は、ともに「個人」に関する情報を保護の対象とし、法人の情報は「個人情報」に含まれない（個人情報保護法2条1項、行政機関個人情報保護法2条2項参照）。したがって、個人情報保護法においても、法人が自己を本人とする情報の開示・訂正等を請求することはできない。